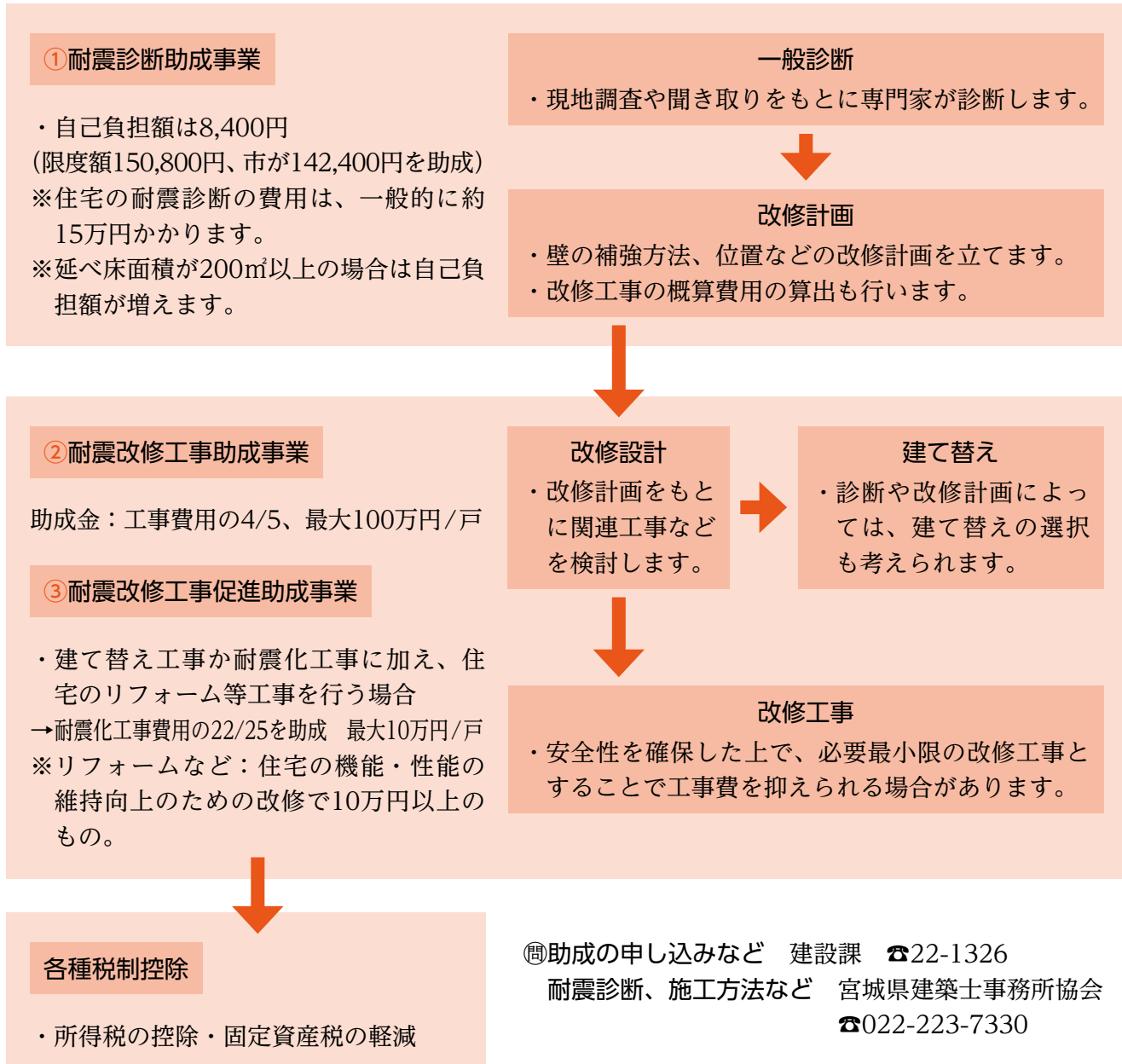


耐震診断や耐震改修工事には助成制度（補助金）があります

昭和56年5月以前に建てられた木造戸建て住宅

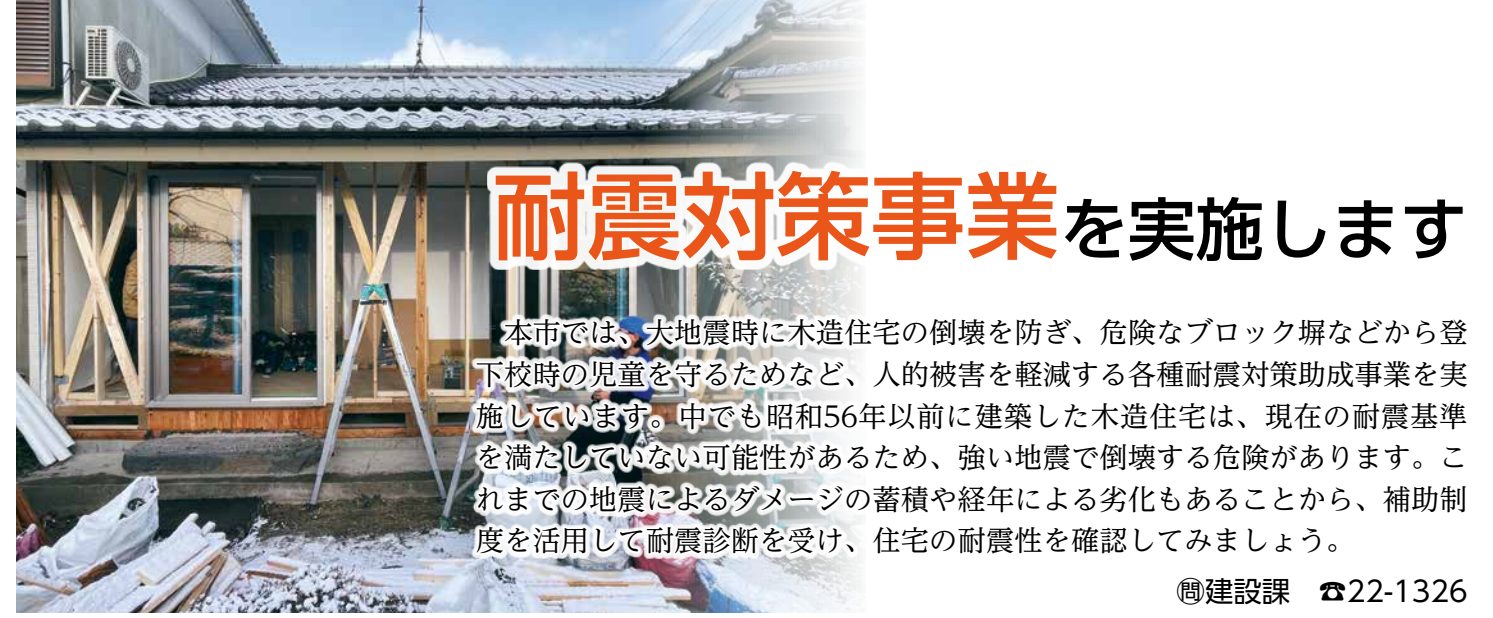


危険ブロック塀等除却事業補助金

通学時の児童など、通行人の安全確保を目的に公衆用道路に面した危険なブロック塀などを取り除く方に助成する事業です。

●事業対象 ①宮城県や市が行う調査で、「要改善（危険度1）」から「緊急改善（危険度3）」の判定を受けたブロック塀など、②道路面からの高さが1m以上（擁壁にある場合は、擁壁の天端から0.6m以上）でコンクリートブロック造、石造り、レンガ造りなどによる塀や門柱

●助成内容 1件当たり最大15万円（除却するブロック塀などの面積×4,000円の額を助成）
※スクールゾーン内は1件当たり最大18万7千円（除却するブロック塀などの面積×5,000円の額を助成）



古い木造住宅が耐震化されるまで

